

## 「証券受渡・決済制度改革懇談会」(第1回)議事要旨

1. 開催日時 平成11年9月13日(月)午前10時~12時
2. 場 所 日本証券業協会第1会議室
3. 主な議題 (1)証券決済制度の諸外国の動向について  
(2)今後の懇談会の運営等について
4. 議事要旨

当日の会合は本懇談会設置後初めての会合であるため、主宰者である関要日本証券業協会副会長から懇談会設置要綱の説明等が行われた。その後、座長には前田庸氏(学習院大学法学部教授)、座長代理に神田秀樹氏(東京大学法学部教授)、沖津武晴氏(証券保管振替機構常務理事)、兼坂光則氏(日本興業銀行常務取締役)、中井加明三氏(野村証券常務取締役)が選出された。

初めに、淵田康之野村総合研究所資本市場研究部長から、証券決済制度の諸外国の動向について報告があり、質疑が行われた。

次に、今後の懇談会の運営等について、メンバー及びオブザーバーから意見が述べられた。

### 5. メンバー等からの意見の概要

#### 証券受渡・決済制度のあり方等について

- ・ 有価証券の取引が増え、国境を超えた取引が増えている中で、決済リスク及び決済コストを最小限にすることが喫緊の課題である。それには、国際的に整合性のある制度、決済期間の短縮化(T+1)とDVP(証券と資金の同時決済)の実現が不可欠である。
- ・ 特に海外投資家のための決済の仕組みを整備することが、わが国の受渡・決済制度を構築する上で重要なポイントになると考える。
- ・ T+1、DVPをいかに早く実現するかが最重要課題であり、法整備・税制面の観点からの検討も必要である。
- ・ 目標と手段を明確にして、今後の検討を進める必要がある。
- ・ わが国決済制度の仕組みとしては、これから新しく生まれる金融商品、インフラにも柔軟に対応できる決済システムの構築が必要である。

- ・ 決済機関を統一する場合、理念のみで走ると高コストになる可能性がある。そのため、低コストのものを作る必要がある。
- ・ 決済制度改革に当たっては、これまでのしがらみに囚われることなく、安全性・効率性・利便性を中心に据えた議論が必要である。
- ・ これまでの経験からみて、決済制度の検討に当たっては、サービス内容、経営主体、コスト負担等について、現実的な詰の議論を行う必要がある。
- ・ 利便性の向上、コストの軽減、既存インフラの活用等の観点から具体的な議論が必要になる。
- ・ 決済コストは外部に払うコストだけでなく、リターン・アセットという会計上の目に見えないコストがあることも認識する必要がある。
- ・ 決済システムのコストは、市場参加者で公平に分担することが大事である。
- ・ ペーパーレス CP の法整備やシステム作りをも視野に入れて検討する必要がある。
- ・ 決済制度システム改革の方向が定まらないと法律面の議論はできない。

#### 懇談会の今後の運営等について

- ・ 国際的な対応からも早急に検討を行う必要があり、来年3月頃を目途に中間的とりまとめを目指すことが確認された。
- ・ 懇談会は、原則毎月1回開催することとし、さらに実務的、専門的な分野の検討については、専門家による専門部会を設置して検討することが了承された。

#### 6. 配布資料

- (1) 証券受渡・決済制度改革懇談会設置要綱
- (2) 証券受渡・決済制度改革懇談会名簿
- (3) わが国証券・決済制度の問題点(メモ)

問い合わせ先

日本証券業協会 公社債部 TEL . 03-3667-8456

本議事要旨は暫定版であるため、今後修正があり得ます。

## 証券受渡・決済制度改革懇談会設置要綱

平 1 1 . 7 . 2 3

日 本 証 券 業 協 会

### 1 . 問題の所在

効率性が高く、安全性に不安のない受渡・決済制度の存在は証券市場のインフラストラクチャーであるが、我が国の現状は、これまでの関係者の努力にもかかわらず、国際的にみてその整備状況の立ち遅れは否定できず、国際的に通用する市場にふさわしい受渡・決済制度の構築が残された市場改革の最重要課題となっている。

証券取引のグローバル化が進展し、国際的な市場間競争が現実の問題となる状況の中で、欧米等諸外国では「T + 1」という目標を掲げて証券受渡・決済制度の改革等への積極的な努力が続いている。

特に、米国では、2002年に「T + 1」を実現するため、SECのリーダーシップの下で民間ベースの取組みが本格化している。また、昨年9月、欧米の代表的な証券会社・機関投資家・銀行がクロスボーダーの証券取引におけるSTP (Straight Through Processing) を促進するための組織 (GSTPA) を設け、具体的な取組みを開始している。日本の業者はまだこの組織に参加しておらず、こうした国際的な動きに我が国だけが乗り遅れてしまい、ひいては国際的に通用する証券市場を構築するという市場改革の目的達成を危くするおそれが現実化している。

我が国の受渡・決済制度は、商品ごとに分散した体系になっているが、「STP」の具体化や「T + 1」の実現という国際的な枠組み整備に対応するためには、分散体系を前提にして個別に制度改善を行うのでは決して十分でなく、むしろ証券市場で取引される商品ができる限り横断的に対象とし、市場参加者が広く利用できるような統一的な制度の構築を目指すという方向をかがげ、早急に具体的な検討を開始する必要がある。

統一的な制度の構築を目指す場合には、現在稼働している受渡・決済システムから円滑な移行が必要であり、これから関係者の実務を踏まえた意見や調整を十分に行うとともに、市場改革の理念に沿った受渡・決済制度の実現のため関係者の力を結集する必要がある。また、関係者が共同して作業に取り組み、情報を共有することにより、受渡・決済制度の改善の努力が分散的に行われ、無用の重複が生じることも避けることができる。

証券取引の現状からみて、また、その効率性を一層高めるために、今回の検討と関連させて、紙の存在を前提とする法体系を基本的に見直すことについても、実務面から具体的な提言をすることが必要になっている。

## 2. 懇談会の発足

上記1.のような問題意識に基づき、新しい受渡・決済制度の構築に向けて基本的な問題を検討する場として、本協会が主宰する形で関係者が広く参加する「証券受渡・決済制度改革懇談会」を設置することとする。

今後政府ベースでも受渡・決済制度の改革が具体的に検討されることが予想されるので、その検討に本懇談会の検討状況が十分に反映することを期待する。

## 3. 検討すべき事項

国際的に通用する受渡・決済制度の要件は何か。

現行制度は国際的にみてどのように出遅れているのか。

分散系から統合型へ改める必要はないか。

米国のDTCのような機能を持つ組織が必要ではないか。

統合型のシステムの費用負担についてはどう考えるべきか。

#### 4 . 検討期間

来年3月末までに少なくとも中間的な取りまとめを行うこととする。

#### 5 . 本懇談会の構成

本懇談会は、問題の性質からみて、証券取引や受渡・決済問題について専門的な知識を踏まえ、政策的な観点から討議できる関係者から構成する。

本懇談会に専門部会を設置して、平行的に検討を進めることを予定する。

必要に応じ、本懇談会（専門部会を含む。）に、関係官庁の担当官がオブザーバーとして参加できることとする。

本懇談会の座長は法律専門家を予定する。

以 上

証券受渡・決済制度改革懇談会委員名簿

平成11年9月13日

座長	前田庸	( 学 習 院 大 学 法 学 部 教 授 )
座長代理	神田秀樹	( 東 京 大 学 法 学 部 教 授 )
"	沖津武晴	( 証 券 保 管 振 替 機 構 常 務 理 事 )
"	兼坂光則	( 日 本 興 業 銀 行 常 務 取 締 役 )
"	中井加明三	( 野 村 証 券 常 務 取 締 役 )
委 員	岡田節朗	( 三 菱 電 機 常 務 取 締 役 )
"	折谷吉治	( 日 本 銀 行 信 用 機 構 室 審 議 役 )
"	可児滋	( 東 京 証 券 取 引 所 常 務 理 事 )
"	川嶋一弘	( 第 一 生 命 保 険 常 務 取 締 役 )
"	定形哲	( 東 京 三 菱 証 券 取 締 役 企 画 部 長 )
"	篠田紘明	( 富 士 銀 行 常 務 取 締 役 )
"	高橋厚男	( 日 本 証 券 業 協 会 専 務 理 事 )
"	田中武夫	( 新 日 本 証 券 専 務 取 締 役 )
"	土居安邦	( 東 洋 信 託 銀 行 常 務 取 締 役 )
"	中野信義	( 日 興 ソ ロ モ ン ・ チーフ・アドミニストレーティブ・ スミス・ハニ-証券 オフィサー )
"	中村芳夫	( 経 済 団 体 連 合 会 常 務 理 事 )
"	野口卓夫	( 大 阪 証 券 取 引 所 副 理 事 長 )
"	畠山千蔭	( 債 券 決 済 ネットワーク 取 締 役 社 長 )
"	林部健治	( 大 和 証 券 エスビ- 執 行 役 員 ) キャピタル・マーケット
"	益戸正樹	( パ リ バ 証 券 債 券 本 部 長 )
オブザーバー	原田晃治	( 法 務 省 大 臣 官 房 参 事 官 )
"	松川忠晴	( 大 蔵 省 金 融 企 画 局 市 場 課 長 )

( 敬称略・五十音順 )

## わが国証券受渡・決済制度の問題点（メモ）

平 1 1 . 9 . 1 3

最近における証券取引量の増大、グローバル化の進展に適切に対応するためには、決済リスクの削減、決済コストの軽減、国際的に通用する整合性を備えたシステムの構築が重要である。そのためには、次の諸点について、国際的な動向を見据えた証券決済システムの整備・拡充が必要である。

### 1．決済期間の短縮化

取引約定時から証券移転・対価支払いまでの処理プロセスの効率化と決済期間の短縮による決済リスクの削減

- ( 1 ) 取引照合・決済の合理化、コンピューター処理（STP化の実現）
- ( 2 ) 情報基盤の構築及び共通化（プロトコル、国際証券コード等）
- ( 3 ) 各種法定帳簿の電子化
- ( 4 ) クロスボーダー取引への対応
- ( 5 ) 移行プロセスの検討

### 2．DVP決済の確保

証券移転・対価支払いの履行の確保と決済機構の機能の整備

- ( 1 ) 保管・振替機関と清算業務
- ( 2 ) 円滑な運営のためのインフラ諸条件の整備
- ( 3 ) 証券の不発行化・不動化など集中処理システムの徹底
- ( 4 ) 決済機関の証券・資金取引を効率的に行うための決済機関のあり方
- ( 5 ) 移行プロセスの検討
- ( 6 ) 証券決済制度に係る付加サービスの拡充（配当・元利金支払等）

### 3．法制面の検討

国際的水準を保持する制度の実現を図るため、必要があれば法制面からの検討を行う。

以 上